

J R 東海労働組合関西地「発」第 9 号  
2 0 2 1 年 1 月 2 1 日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 自宅待機に関する申し入れ

政府は、1月8日から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に、1月14日から栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に対して、2月7日まで新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の措置を行った。

J R 東海は、1月18日から2月28日まですべての臨時列車の運行を取りやめると発表し、1月25日から2月28日までの間、駅、運輸所及び車両所・工場等で勤務する社員を対象として1日あたり約400名規模の一時帰休を実施すると発表している。

これらの状況に踏まえ、関西新幹線サービック各事業所において自宅待機に関する掲示が掲出されている。

また、サービック各事業所においては、昨年4月8日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令以降、自宅待機の措置を行ってきている。

今回の自宅待機に関する申し入れを下記の通り行うので、早急に団体交渉を開催し協議すること。

### 記

1. 今回の各事業所における自宅待機の勤務認証を明らかにすること。また、その勤務認証は何に基づき決定されたのか明らかにすること。
2. J R 東海会社は、政府からの雇用調整助成金の適用を受けるために一時帰休を行うと発表している。サービックの今回の自宅待機は、政府からの雇用調整助成金を受けるための一時帰休の一環として行われているのか明らかにすること。また、昨年実施した自宅待機は、政府からの雇用調整助成金の対象として行われたのか明らかにすること。また、対象であった場合、教育訓練として申請していたのか明らかにすること。
3. 雇用調整助成金の支給要件の一つに「労使間の協定」があるが、サービック労組との間で休業協定（教育訓練協定書を含む）を締結したことがあるのか明らかにすること。
4. 鳥飼事業所において、自宅待機中の課題（レポート）について掲示で指示している。掲示では、レポートを自力で問題を解き、自己採点后に間違

った箇所を朱書きで訂正して提出すること。と指示している。しかし、自宅待機中の課題については、鳥飼事業所が実施しているテストみたいなやり方はやるべきではない。あくまでも自己学習の範囲で実施すること。また、レポートの作成時間を5時から22時の間に行うように指示しているが、これは17時間にわたり自宅待機者を拘束することであり認められるものではない。

5. 第一事業所及び鳥飼事業所において課題の提出を指示しているが、提出は指示で強要するのではなく本人の自由とすること。
6. 自宅待機は感染防止のために行われるのである。労務対策として行うことは不当労働行為であり、そのような行為は現に慎み行わないこと。
7. 会社の経営状況を悪化させないためにも、雇用調整助成金を活用した一時帰休を行う予定はないのか。また、行う場合はどれくらいの規模で考えているのか明らかにすること。
8. JR東海の休業の対象者として、「出向先の会社が指定された社員等」となった場合、サービックとして出向者を一時帰休の対象とするのか明らかにすること。

以上